

6. 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は、入試制度の多様化に伴い、多種多様な学生が入学した。このような状況下においては、学生個人に対する修学支援が急務である。本学では、学生の修学支援策の一つとして、クラス担任制度を導入している。クラス担任が学生に対して生活や履修などに関する指導を行う際に、あるいは学生からの様々な質問や相談に応じるときに活用するものとして平成22年度に初めて「クラス担任ハンドブック」を作成し、教職員全員に配付した。平成23年度は同ハンドブックの見直しを行い、内容の充実を図り、学生支援の手引書として有効活用した。

学生が学修に専念し、安心して学生生活を送ることができるように、人間的成長を促すための課外活動に対する支援、経済的負担を軽減するための奨学金制度、心身の健康を維持するための支援体制、更に休学・退学・除籍の抑制を目的とした制度の充実も図っている。

キャリア支援センターでは、平成20年4月の改組・改称以来、「キャリア支援センター運営委員会（構成員：所長、各学科専任教員1人、キャリア支援センター事務部長、キャリア教育課長、進路支援課長）」において、毎年度、学生の就職支援に関する目標、キャリア支援センター運営方針および支援行事を決定している。更に、月例開催の委員会において、その時々々の就職環境に対応が必要な課題を検討し、学生の個別面談に重点を置いて支援を行っている。

平成23年度から、学校教育法施行規則の一部改正に伴い大学の教育情報の公表が規定化された。その中で卒業生の進路状況について詳細を公にすることが、大学の信用に繋がると思われる。このような状況を踏まえ、キャリア支援センターでは、「超就職氷河期」と言われる厳しい就職環境の中では、学生の就職力向上が不可欠であると考え、社会（企業）で求められるC＝コミュニケーション能力（Communication）、A＝行動力（Action）、T＝協調性（Teamwork）、M＝一般常識・マナー（Manner）の強化を目標に掲げ、Value-Up（支援の質的強化）並びに Power-Shift（早期支援）を図るとともにセンター職員の資質の向上も図り、①教職員連携による学生支援の充実、②1年次生からのキャリア教育の推進、③学生への情報提供の充実、④各種キャリア支援講座の充実、⑤卒業生支援の強化、⑥企業との関係の強化の6項目の推進に努めた。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

除籍・退学者の主な事由は学業成績不振と経済的困窮である。教務部では、基礎教育センターおよび各学部と相互協力して、除籍・退学の予備軍である成績不良者に対して修学指導を実施し、除籍・退学者数（率）の削減に努めている。修学指導では、修得単位およびGPAが各学部において定める基準に満たない学生を対象に、前学期終了後と後学期終了後の年2回実施している。

また、4月の履修登録時期には教務部および基礎教育センターにおいて1～3年次生対象の履修相談を実施し、4年次生には卒業単位が不足なく履修できているかの確認を行っている。

平成23年度入学生に対しては、入学後に実施する英語プレイスメントテスト欠席者、健康診断未受診者、履修未登録者、英語授業の欠席者について、各学部において早期の修学指導を行った。

・学生への経済的支援制度

本学では、各種奨学金制度（給付・貸与・修学費免除）により、様々な視点から学生への経済的支援を行っている。

経済的理由により修学困難な学生に対する奨学金として、本学独自の給付奨学金制度や貸与奨学金制度（応急貸与）を充実させるとともに、日本学生支援機構奨学金（貸与）、地方自治体および各種民間奨学団体による奨学金制度を活用し学生への支援を行っている。中でも、本学独自の給付奨学金制度である「中村産業学園創立50周年記念九州産業大学給付奨学金」は、本学の開学50周年を記念し平成21年度に創設した。年額36万円、採用人員290人と近隣大学と比べても突出した規模の奨学金制度である。その他、大学院生や外国人留学生を対象とした本学独自の給付奨学金制度を整備し、学生の経済的支援を実施している。

また、学業成績優秀者に対して文系学部授業料相当額を給付する「九州産業大学学術特待生奨学金」、入学試験の成績優秀者に対しては同様に文系学部授業料相当額を免除する「フレッシュマン・スカラシップ制度」がある。加えて、運動競技に特技を有する者に対して入学金および修学費を免除する「修学費等免除制度（スポーツ奨学生制度）」があり、学業と課外活動を奨励している。

更には、学生の語学学習を支援するものとして、実践的英語能力を持つ学生の育成を目的に、英語の成績上位者で、海外実務研修に派遣する学生に対し40万円を給付する「KSU海外ジョブトレーニング研修生奨学金」、国内での集中英語研修と企業インターンシップに参加する学生に対し2万5千円を給付する「KSU国内ジョブトレーニング研修生奨学金」がある。また、国際交流協定に基づき海外に派遣する学生に対し欧米圏40万円、アジア圏20万円を給付する「九州産業大学派遣留学生奨学金」、国際交流協定に基づき海外から受け入れる留学生に対し月額4万5千円を給付する「九州産業大学受け入れ留学生奨学金」があり、学生の語学学習への意欲高揚や国際感覚の醸成に寄与している。

その他の経済的支援制度として、休学者に対しては休学期間（前学期・後学期・通年）に応じて、その授業料相当額を免除している。また、私費外国人留学生に対しては、一定

の成績基準を満たした者に対し授業料の30%相当額を減免している。

平成23年度においては、特例措置として平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した災害救助法適用地域居住の学部新生1人、大学院新生1人に対して、修学費等を免除し、きめ細かい経済支援を行った。

具体的には、当該学部新生に対して、入学金、授業料、教育充実費、寮費（入寮費、施設費、室寮〔年間〕）を全額免除した。当該大学院新生に対しては、入学金を全額免除し、授業料と教育充実費は半額免除とした。

・学生等に対する修学支援

障がい学生の修学支援については、学生部長および各学部などからの委員によって構成される「障害のある学生の支援に関する委員会」を設置し、修学が円滑に行われるよう組織的に取り組んでいる。障がい学生など配慮を必要とする学生への修学支援は、この委員会での審議を経て行っている。しかしながら、これまでの配慮を要する学生の把握は、主に定期健康診断の際、あるいは本人からの申し出によるものであった。そこで、平成23年度には大学のポータルサイトを活用した連絡通知システム（K's Life）により全学生に周知した。

平成22年度からは、聴覚障がい学生への修学支援を行うため、学生によるノート・パソコンコンテイク制度を開始した。平成23年度の実績としては、前学期は4人の聴覚障がい学生に対し延べ15人、後学期は2人の聴覚障がい学生に対し延べ19人の学生がノート・パソコンコンテイク支援を行った。更に、平成23年度にはノート・パソコンコンテイクでは対応が困難な演習科目について、手話通訳による教育的支援を行った。

父母に対する支援については、父母対象の「修学懇談会」を全国25会場で開催した。「修学懇談会」は、各学部の教員および学生支援を行っている部所の職員が、各地区の会場において学生の学業成績、就職および学生生活全般について、父母と個別面談を実施するものである。面談の結果、学生の個別指導が必要と判断される場合は、担当教員または担当部所に引き継ぐ体制により問題を解決し、休・退学者の抑制に努めた。平成23年度は、1,526組（2,010）人の父母の出席があり、個別指導の対象件数は335件であった。

休・退学を希望する学生については、学生部厚生課職員およびクラス担任との面談を経て、手続きを実施している。修学の意味はあるが経済的理由で休・退学を願い出た学生については、各種奨学金制度等を紹介するなどして休・退学者の抑制に努めている。しかし、休・退学の相談に来る学生の多くは、修学意欲の低下や学業成績不振が主要因となっている。また、大学院についても、学部に応じた対応を行っている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

・課外活動に対する支援

課外活動（平成23年度登録数）は、「学友会」（執行部5団体、体育会サークル35団体、学術文化会サークル28団体）のほか、「任意団体」（愛好会等の名称で団体登録されている44団体）が活動の中心となっている。そのほか一部の学部教育の研究を通じた活動や全学的な行事として香椎祭（大学祭）、学文祭などがある。

課外活動の指導体制は、各団体の部長に専任教員が当たり、必要に応じて監督および学外技術指導者の支援を行い、学生部学生課に事務職員を配置するなど、諸活動全般について学生の指導に努めている。

課外活動の施設・設備は、部室の貸与、運動施設や研修所の提供など、その使用にあたっては各部の正常な活動、運営を実施するために、当該施設などの管理部所で調整を図っている。平成22年度は開学50周年記念事業の一環として、サッカー場の人工芝化および陸上競技場トラックの全天候型改修を行った。

課外活動への経済的支援は、経費の大部分が学友会費として、学友会正会員（本学学生）の入会金および会費をもって充てられている。なお、活動内容や規模によっては、学生に対する学生活動の奨励や教育的な効果をより一層期待して大学や後援会、同窓会組織から助成することもある。学友会サークル指定4団体（体育会硬式野球部、同サッカー部、同バレーボール部および同バスケットボール部）には活動経費などを積極的に支援し、また平成23年度はスポーツ奨学生53人に対して修学費などを免除した。

課外活動の活性化方策として、新入生オリエンテーションでの課外活動の早期紹介、年度初めの活動発表および勧誘場所の設置、休部サークルの活動再開および任意団体（愛好会）結成に係る部室貸与などの支援を行うなど、課外活動参加率の向上に努めている。平成23年度は任意団体が新たに8団体結成された。また、ホームページや学内掲示板、ポータルサイトなど情報媒体にて各サークルの活動状況や活動情報を広報している。

・学生の心身の健康維持・増進および安全・衛生への配慮

学生の心身の健康維持などについては、学校保健安全法に基づき、学年始めに定期健康診断を実施し、学生の健康状態の把握、病気の早期発見に努めた。平成23年度の受診率は93.6%であった。また、定期健康診断時に日常生活習慣調査を実施し、調査結果を分析のうえ、学生の保健・衛生に関する今後の施策・取り組みを検討するための基礎データとしている。

保健室においては、学校医が週3日医事カウンセリングを担当し、学生の健康相談に応じている。

学生相談室では、従来、臨床心理士などの資格を持つ非常勤カウンセラー4人を配置し、週5日学生が抱える様々な悩みについてカウンセリングを行っていた。平成22年度からは基礎教育センターの常勤講師が非常勤カウンセラーの取りまとめ役として学生相談がより円滑に行われるよう配慮した。

平成23年度には、学生相談における「インテーク業務」、「非常勤カウンセラーの相談事項のとりまとめ」、「各学部および基礎教育センターとの連絡・調整」を円滑にすることを目的に常勤のカウンセラーを1人配置した。また、学生相談室の開室時間について、午後零時30分から午後5時20分までであったものを午前10時から午後5時50分へ延長し、より多くの学生に対応できるように配慮した。

本学では、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）の防止、排除および被害者の救済に適切な対応を行うことを目的としてセクハラに関する規程を設け、この

規程に基づいて、学長を委員長とするセクハラ防止対策委員会を設置している。この防止対策委員会を中心としてセクハラの防止に関する事項を検討するほか、それぞれの学部にはセクハラ窓口相談員を配置し、被害者からの相談に対応できるようにしている。そのほか、学生部に学生相談室を設置し、この相談室にセクハラに関する相談があった場合は、学生相談室とセクハラ窓口相談員および防止対策委員会とが連携して対応している。また、平成 21 年度から学生相談室以外に、基礎教育センターを設置して、学生の履修相談、生活相談などについては、教育職員および事務職員が学生と直接対話できる機会を増加し、ハラスメントに関する相談があれば、防止対策委員会との連携がとれる体制を整備している。ハラスメントに関する自発的な啓蒙活動としては、毎年、院生を含めた全学生に対してセクハラ防止に関するパンフレットを配布し、全教職員を対象とした研修会の開催を行っている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

平成 23 年度は 3 年次生を対象に、企業の採用動向に合わせたテーマを設定した「就職ガイダンス」を 6 月から翌年 1 月まで計 6 回予定している。

特に、第 2 回目の「自己分析」、第 4 回目の「業界・企業・職種研究」は、学生が就職活動をするうえで、最も重要な内容であることから、専門知識が豊富な外部講師を招き自己分析等の目的、方法および効果を説明し就職活動の早期開始を促した。キャリア支援センター運営委員会を通して全学部ゼミ・研究室教員に対してガイダンスの出席協力を依頼した結果、第 2 回目の出席率（在籍者に対する比率）は 62.4%（前年度から 11.1 ポイント増）、第 4 回目の出席率（在籍者に対する比率）は 35.0%（前年度から 16.3 ポイント減）であった。

なお、「就職ガイダンス」を欠席した学生には、開催したすべてのガイダンスの「追加ガイダンス」を実施した。

キャリア支援センター職員およびキャリアカウンセラーは、年間を通じて各学生の進捗状況に合わせた個別面談（エントリーシート・履歴書の添削、模擬面接指導を含む）を行っているが、就職活動が本格化する 12 月以降は、例年、ジュニア・アドバイザー（低学年次生を支援する早期内定の 4 年次生）の協力も得ながら、就職活動の支援を行っている。また、9 月以降毎月、未内定の 4 年次生を対象に「就活バックアップ講座」を実施し、採用継続企業情報や企業説明会開催情報を提供するとともに、今後の就職活動方法についての説明や個別相談を受けている。平成 22 年度から採用継続企業情報等の提供に加え、年明けにハローワークから担当者を招き、厚生労働省および経済産業省が推進する「新卒者就職応援プロジェクト」等の紹介および応募手続きを行っている。

昨今、就職に関する意識の醸成のために、低学年からのキャリア教育の必要性が叫ばれているなかで、キャリア教育課では、年間を通して 1・2 年次生対象のキャリア教育支援行事を種々実施している。特に 1 年次生を対象に実施した第 1 回キャリアステップセミナーでは、「キャリア形成基礎論(平成 23 年度から開講した 1 年次前期配当科目)」の授業の 1 コマを利用してセミナーを実施した結果、1,913 人（在籍者に対する出席率は 68.3%、前年度から 2.4 ポイント増）の出席があった。

ゼミを活用した就職ガイダンスおよびセミナーの実施やキャリア支援センター主催支援行事開催の周知など、教員の協力体制が年々徐々に強まってきている。しかしながら、ゼミ授業以外で実施する就職セミナー等の出席については学生の自主性に委ねているため、出席率は70%弱に留まっている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

除籍・退学者率は、当面の目標値を3%台としている。また、短期的には前年度の数値を下回ることを目標としている。過去4年間に亘る除籍・退学者数の推移は減少傾向にあったが、近年の経済不況のため平成21年度は増加に転じた。

これは経済的困窮を要因とする除籍者が増加したためであり、退学者は減少傾向である。また、退学の理由については、入学後の進路変更が大きなウェイトを占めている。このため、各学部、教務部および基礎教育センターが連携し、個別面談を中心とした指導により問題を抱える学生に対して早期の修学支援を行い、学生生活について継続的に助言を行っている。

課外活動の指導体制は、全団体に対して部長など（監督および学外技術指導者）を委嘱し、教員が関与することによるサークルの信頼性が確保されている。また、必要に応じて学内外を問わず専門的な知識や技術を持ち合わせた技術指導者からの支援を仰ぎ、より高度な知識や無駄のない活動ができています。

課外活動の施設・設備は、サッカー場の人工芝化および陸上競技場トラックの全天候型改修により、屋外競技の常時活動および多目的活用が可能となり、課外活動の更なる活性化が期待できる。

課外活動の経済的支援として、全国的規模の大会だけではなく、西日本大会や九州大会の活動経費に対しても積極的に金銭的援助を行っており、学生の経済的負担の軽減に寄与している。

課外活動の活性化方策は、年度初めからの参加案内が功を奏し、課外活動参加率が微増ながら平成15年度から平成23年度にかけて8年連続増加している。また、学生向け情報媒体において課外活動情報を広報し、一般学生に広く即時的な情宣活動が行われている。

本学独自の奨学金制度である「中村産業学園創立50周年記念九州産業大学給付奨学金」は採用人員290人の給付奨学金であり、近隣大学では突出して充実した奨学金である。本奨学金を始め、本学独自の給付奨学金制度により、勉学意欲が旺盛でありながら、経済的に修学困難な学生への支援として、大きな効果が上がっている。九州産業大学貸与奨学金については、緊急対応型の奨学金として修学費の納付期に、需要に応じて有効に活用されている。また、東日本大震災により被災した学生への修学費等の免除措置は、被災学生へのきめ細かい経済的支援となった。

障がい学生など配慮を必要とする学生の把握については、K's Lifeで全学生に周知したことにより、効果が上がっている。聴覚障がい学生に対する修学等の支援は、平成22年度からノート・パソコンテイク制度を実施した。学生ノートテイクが、聴覚障がい学生が

出席する授業に帯同して、要約筆記を行い、授業をより理解できるように支援活動を行っている。平成 23 年度には、ノート・パソコンテイクでは対応が困難な演習科目について、手話通訳による教育的支援を行い、聴覚障がい学生に対する授業保障に効果を上げた。

修学懇談会においては、「修学懇談会面談票」（個別面談の記録用として活用）の見直しを行い、学内でのフォロー体制が確立した。これにより、学業成績不振の学生や学生生活に問題を抱える学生に対して引き続き指導することが可能となり、休・退学者の抑止効果が期待できる。

定期健康診断の実施により、疾病はもとより、高リスクの学生を発見し、適切な医療機関へ紹介するなど円滑に機能している。

保健室での健康相談に訪れる学生数は増加傾向にあり、学校医の医事カウンセリングは、疾病の早期発見、学生の健康意識の高揚において、その役割を十分に果たしている。

学生相談室では、常勤カウンセラーを 1 人配置したことにより、「インテーク業務」、「非常勤カウンセラーの相談事項のとりまとめ」、「各学部および基礎教育センターとの連絡・調整」等において機能的となった。また、学生相談室の開室時間延長により、より多くの学生に対応できるようになるとともに、利用する学生の利便性が向上した。以上により、学生相談室の充実・強化に効果を上げている。

また、ハラスメント防止については、相談員および防止対策委員の研修会、教職員に向けた研修会を実施することにより、ハラスメントに関する意識は高まっている。

・教員の学生支援意識の向上

従前より「全学を挙げた学生支援体制の強化」が叫ばれてきたが、そのためには特に教員の学生支援意識の向上と教職員間の連携強化が必要不可欠である。平成 23 年度、キャリア支援センターでは、「進路未登録者ゼロ」を目標に掲げ、4 年次生については、5 月からゼミ・研究室別未内定者就職活動状況調査を行い、学生個々の就職活動状況の把握に努めた。また、3 年次生についても 12 月から本格的に始まる就職活動に備えるため、6 月から進路調査を開始し、未登録者全員の進路把握に努めた。これにより、より多くの就職を希望している学生の把握や個別指導が可能となった。

・学生の危機意識の向上

就職活動全体をリードしていく学生の育成を目的に、「就職活動スキルアップセミナー(3 年次生を対象に定員 100 人で 1 泊 2 日の合宿形式)」を毎年 11 月に実施している。このセミナーは例年、参加者が多く募集開始直後に定員に達しており、参加学生からのアンケートでは、「セミナーに参加して良かった」、「有意義だった」等ほぼ 100%の学生から満足しているとの回答を得ている。

・キャリア教育プログラムの充実

平成 23 年度から開講した「キャリア形成基礎論」は、世界と社会の変化の概要をとらえつつ、職業能力を念頭におきながら、それらに対処する能力や考え方の育成を図ることを目的に実施されたもので、受講者は 1,758 人を数え、1 年次生の在籍者 2,800 人の約 63% となった。更に、就職活動が本格的に開始される 3 年次生後期に開講した「キャリア形成戦略」は、職業を通じて自分の人生を遠望するキャリア戦略的志向を醸成することを目的に実施され、受講者は 1,495 人を数え、3 年次生の在籍者 2,644 人の約 56% となった。このようなキャリア教育プログラムを充実させたことが、建学の理想「産学一如」を具現化させる方策になる。

・インターンシップの充実

キャリア支援センター所管のインターンシップには「九州産業大学インターンシップ」と「九州インターンシップ推進協議会主催インターンシップ」がある。「九州産業大学インターンシップ」は、これまで夏季インターンシップ（夏休み期間中）のみ実施していたが、平成 22 年度は春季インターンシップ（春休み期間中）を新規に実施し、1 年間では 156 企業等、10 自治体に 512 人の学生が参加した。インターンシップが就業観や職業観の醸成に効果大きいことは言うまでもないが、近年、学生や企業のニーズが確実に高まってきていることから、本学独自の「九州産業大学インターンシップ」の拡充に努力している。

大学院についても、学部に応じた対応を行っている。

また、大学院におけるインターンシップについては、情報科学研究科と工学研究科において、平成 23 年度より九州経済連合会が主催する先導的 ICT 人材育成（実践インターンシップ）に参画し、情報科学研究科の院生 3 人がインターンシップを実施した。

②改善すべき事項

学生の個別指導を強化する目的でクラス担任制度を導入しているが、制度として十分に機能しているとは言い難い。今後も、前述のクラス担任ハンドブックを充実し、クラス担任制度の実質化を推進する。

原因としては、「教員の制度に対する意識不足」、「教員の指導方法に対する理解不足」、「クラス担任と各学生支援窓口が連携していない」等の事由が考えられる。

学部においては、現状を踏まえてクラス担任制度の重要性および指導方法を模索し、学生支援に当たる必要がある。

課外活動の指導体制は、監督および学外技術指導者が本務都合のため、サークル活動に立ち会えていないことがある。サークル部長との連携を更に強化し、指導、助言などの周知に努める必要がある。また、学内外を問わず技術指導者からの支援を仰いでいるが、更に充実した支援の整備が必要である。

課外活動の経済的支援は、全国的規模の対外試合や活動に伴う経費に対する金銭的援助を中心に今後も維持する。また、ボランティア活動の推進が、自立して社会に貢献できる人材育成に資することから、経済支援策を検討する必要がある。

休・退学者の状況把握は、当該学生が厚生課に事前相談に来課するため該当者の把握は可能である。しかし、事前とはいえ既に学生の意志は固い。日頃からクラス担任や指導教授が学生とのコミュニケーションを図り、休・退学の本質的な要因を突き止め、学業を継続させるために組織的な支援を行う必要がある。

本学では、前述のとおり、平成12年にセクハラに関する規程を制定し、それに基づき委員会の設置、相談員の配置を行っている。しかし、被害者からの申し出があった場合の対応が主な活動となっており、自発的な啓蒙活動や防止対策に取り組む姿勢がまだ十分とは言えない。全教職員を対象とした研修会への参加の状況から鑑みても、今後、個々に対するセクハラ防止への意識の高揚、継続的な研修会の開催等が必要であり、委員会と担当部所が主導して取り組む。

- ・ 支援行事への参加率の向上

キャリア支援センターでは、前述のとおり、毎年度学生の就職支援に関する目標、キャリア支援センター運営方針および支援行事を決定しているが、参加率の低い行事や効果が低いと思われる行事の見直しを行うとともに、学生の支援行事への出席率の増加や早期活動を促す指導を行う。

大学院についても、学部に応じた対応を行っている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の中期事業計画には、「学生支援体制の充実」を掲げ、教育的側面の支援を種々行ったが、今後更なる除籍・退学者の削減には、各学部、財務部、学生部および教務部に加え基礎教育センターが連携し、全学的にクラス担任制度の再構築を踏まえて学生を物心両面から支援する仕組み作りが必要である。

特に、今後は新入生について、除籍・退学予備軍となる授業の欠席者を個別に呼び出して修学相談を随時行い、まずは学生生活の不安感を払拭し安心感を与えていく。

課外活動の支援は、効果の向上を踏まえ、次の発展方策を中心に継続していく。

- (1) 部長および監督等による指導体制の構築
- (2) 施設・設備の整備、拡充

また、ハラスメント防止については、相談員および防止対策委員の研修会、教職員に向けた研修会を実施することにより、ハラスメントに関する意識は高まっているので継続して実施を行う。

学業成績優秀者に対する学術特待生制度については、採用人数枠における学部配分に不公平感があり、懸案事項となっていた。そのため、平成22年度に検討を重ねた結果、平成24年度から新たな配分方式（学部別在籍者数平均化方式）にて実施することが決定した。

これにより、学部在籍者数に応じた採用を行うことが可能となり、不公平感を解消することができる。

・教職員の学生支援意識の更なる向上

平成23年度は教職員対象の「就職講演会」を4月および7月の2度開催した。

教員の学生支援意識の更なる向上を図るとともに、教員とキャリア支援センターの連携強化に努めたい。

・早期進路先の決定

本学学生のなかには、就職活動のスタート時期の遅い学生が見受けられ、進路の早期決定と早期活動が求められる。大企業の採用活動および学生の就職活動は、常に東京を中心とした関東地区が先行しており、その点について、地方の学生は不利な状況にあることは否めないが、活動の早期化を図るための学生支援プログラムの検討を行う。

②改善すべき事項

「基礎ゼミナールのあり方」と「クラス担任制度の再構築」を引き続き図り、修学面での不安除去や学修意欲の生成のため、GPAやオフィスアワー制度を活用しながら、学内の修学相談ネットワークを早急に構築する。

学生の課外活動は、自主性・社会性の涵養、学生間相互の啓発など、学生の人間形成に大きな意義がある。サークル活性化を促進し、課外活動を積極的に支援していくことが学生支援の充実並びに大学全体の活性化につながることから、課外活動を教育の一環として位置づけ、全教職員における意識を共有する必要がある。学生部（学生部委員会など）、教務部（教務委員会など）が連携し、教員の課外活動に対する統一した認識と理解、協力を促すなど、全学的支援体制を確立する必要がある。なお、課外活動の支援に係る改善すべき具体的な発展方策は、次のとおりである。

①経済的支援の拡充

②一般学生（留学生含む）の課外活動参加への取り組み

学生生活相談は、相談窓口の充実が求められている。教員についてはFD活動の促進や学生に対する修学指導による学生満足度の向上、除籍・退学者予備軍の早期発見とその対応が重要である。事務職員については、学生担当部所への適切な人材の配置、専門的な学生相談研修実施による個々の資質向上が重要である。その上で、教員と事務職員の連携強化を図り、相互に連携・補完しあう体制を整える必要がある。

学生相談室においては、メンタル面の悩みを持つ学生の支援を充実させるため、平成23年度に専任のカウンセラーを配置し常駐体制を整備した。また、専任カウンセラーの配置など学生相談室の充実・強化について、大学のポータルサイトを活用した連絡通知システム（K's Life）および保護者向けの冊子である「後援会員のための学生生活案内」によって学生、保護者に対し周知を図った。これにより、学生、保護者、学生のクラス担任など

からの直接面接および電話相談が増加傾向にあり、現在では、専任カウンセラー1人では対応が困難な状況にある。これを解消するには、専任カウンセラーを補佐する役割として、インテーク業務を担当できる専門知識を持った者の配置が喫緊の課題である。将来的には先進大学と同様に「学生支援センター」などの設置が望まれる。

障がい学生に対する修学等支援は、「障害のある学生の支援に関する委員会」での審議を経ることにより、当該学生への適切な配慮が明確になった。また、当委員会から教務部長を通じて関係教職員へ周知を図り、きめ細かい配慮が可能となった。しかしながら、同委員会の構成員に、学校医、事務局長、教務部関係者、キャリア支援センター関係者が含まれていない。これにより、障がい学生に対する修学等支援に係る施策を検討するにあたり、関係者の意見が反映されにくい状況にある。同委員会の構成員（組織）の見直しが課題である。

また、キャンパス・ハラスメントの防止・排除に関する将来の改善・改革に向けた方策として、過去においても種々の点検・評価を行ってきたが、毎年同様の問題点が残っている。このことから、セクハラ防止対策委員会の機能強化に向けて委員会の事務を担当する人事部がセクハラ防止に関して積極的に企画・立案する必要がある。これまでも、研修会などの実施や相談窓口機能の充実などについて改善・改革に向けた方策を掲げてきたが対応が十分とは言えない。今後は、セクハラ防止対策委員会および担当部所がセクハラ防止に関する責任体制を意識し改善につなげるものとする。

また、大学院においては、特に研究指導教授と学生間におけるセクハラ、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関して啓蒙活動を充実する必要がある。現在規程を見直し、キャンパスにおけるハラスメントすべてについて対応できる規程を定めることを検討中である。

・キャリア支援センター支援行事およびガイダンス等の説明内容の見直し

キャリア支援センターでは、前述のとおり、毎年度、学生の就職支援に関する目標、キャリア支援センター運営方針および支援行事を決定しているが、参加率の低い行事や効果が低いと思われる行事については見直しを行い、行事に参加した学生の就活力が着実に向上するような行事の体系化について今後検討する。

また、キャリア支援センターでは、平成23年度に1年次生対象に、「キャリアステップセミナー」、2年次生対象に「就職プレガイダンス」を各々年に2回、3年次生対象に「就職ガイダンス」を年6回予定しているが、説明する内容には重複するものもある。今後は、重複する内容についての説明方法やその学年・時期に必要な情報をピンポイントで説明する内容に改善を行う。また、学生がどのような業種・企業から多く内定を得ているのかを学部別に示すことで、学生が就職を考えるきっかけとなる。

・卒業生の就職支援強化

卒業時の未内定者等に対する支援（卒業後1年以内）の強化を図るため、キャリア支援センターホームページ上の「既卒者向け求人情報」を充実させ、場合によっては外部機関と連携したい。

4. 根拠資料

- 資料 4.30- 「クラス担任ハンドブック」
- 資料 6.1- 「年度別学科別退学・除籍者数一覧」
- 資料 6.2- 「先導的 I C T 人材育成施策提携に関する協定書」
- 資料 6.3- 「九州産業大学キャリア支援センター規程」
- 資料 6.4- 「キャリア支援センター（CSC=Career Support Center）2011 活動計画」
- 資料 6.5- 「キャリア支援センターパンフレット 2011」
- 資料 6.6- 「キャリア支援センター支援行事実績一覧」
- 資料 6.7- 「九州産業大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」
- 資料 6.8- 「ハラスメント防止に関するパンフレット」
- 資料 6.9- 「九州産業大学学友会会則」
- 資料 6.10- 「九州産業大学運動競技に特技を有する者に関する規程」
- 資料 6.11- 「中村産業学園創立 50 周年記念九州産業大学給付奨学金規程」
- 資料 6.12- 「上野拓記念奨学金規程」
- 資料 6.13- 「九州産業大学大学院奨学金給付規程」
- 資料 6.14- 「九州産業大学学術特待生に関する規程」
- 資料 6.15- 「九州産業大学外国人留学生奨学金給付規程」
- 資料 6.16- 「九州産業大学フレッシュマン・スカラシップに関する規程」
- 資料 6.17- 「K S U 海外ジョブトレーニング研修生奨学金給付規程」
- 資料 6.18- 「K S U 国内ジョブトレーニング研修生奨学金給付規程」
- 資料 6.19- 「九州産業大学派遣留学生奨学金給付規程」
- 資料 6.20- 「九州産業大学受入れ留学生奨学金給付規程」
- 資料 6.21- 「九州産業大学奨学金貸与規程」
- 資料 6.22- 「九州産業大学外国人留学生授業料減免に関する規程」
- 資料 6.23- 「九州産業大学納付金及び手数料に関する規程」
- 資料 6.24- 「九州産業大学障害のある学生の支援に関する委員会規程」
- 資料 6.25- 「2011 九州産業大学学生生活 C A M P U S」
- 資料 6.26- 「2011 後援会員のための学生生活案内」